

島田市地域防災計画

大火災対策編

令和6年3月改定

島田市防災会議

目次	
大火災対策編の構成	1
I 大火災対策計画	
総則	
第1章 総 則	2
第1節 関係機関の業務の大綱	2
第2節 過去の顕著な災害	2
第3節 予想される災害と地域	3
発災前	
第2章 災害予防計画	4
第1節 消防体制の整備	4
第2節 火災の予防対策	4
第3節 林野火災対策の推進	5
第4節 火災気象通報の取扱い	5
発災後	
第3章 災害応急対策計画	6
第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動	6
第2節 情報伝達系統図	6
第3節 市の対応	7
第4節 林野火災対策の推進	7
II 大爆発対策計画	
総則	
第1章 総 則	8
第1節 関係機関の業務の大綱	8
第2節 予想される災害と地域	8
発災前	
第2章 災害予防計画	9
第1節 ガス災害予防計画	9
1 ガス保安体制の整備	9
2 ガス保安施設の整備	9
3 ガス災害の予防対策	9
第2節 危険物災害予防計画	10
1 予防査察	10
2 保安教育	10
発災後	
第3章 災害応急対策計画	11
第1節 関係機関の業務の大綱	11
第2節 情報伝達系統図	11
第3節 市の対応	12
1 応急対策	12
2 県等との連絡協議	12
3 事故の報告	12
4 災害対策本部の設置及び任務	12
第4節 危険物応急対策計画	13
復旧・復興期	
第4章 災害復旧計画	14
第1節 原因究明と是正措置	14

大火災対策編の構成

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、市及び防災機関が行うべき市域に係る大火災対策の大綱(共通対策編で定めたものを除く。)を定めるものとする。

大火災対策編は、次のⅠ大火災対策計画及びⅡ大爆発対策計画から構成する。

Ⅰ 大火災対策計画

章	記載内容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	消防体制の整備、火災の予防対策、林野火災対策の推進、火災気象通報の取扱い
第3章 災害応急対策計画	大規模火災及び林野火災に対する消防活動、情報伝達、市の対応

Ⅱ 大爆発対策計画

章	記載内容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	ガス災害予防計画、危険物災害予防計画
第3章 災害応急対策計画	関係機関の業務の大綱、情報伝達、市の対応、危険物応急対策計画
第4章 災害復旧計画	原因究明と是正措置

I 大火災対策計画

第1章 総 則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止し、又は軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

第1節 関係機関の業務の大綱

実施主体	内 容	
市	(1) 防災に関する組織の整備 (2) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (3) 情報の収集、伝達及び被害調査 (4) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 (5) 清掃、防疫その他保健衛生 (6) 緊急輸送の確保 (7) 災害復旧の実施 (8) その他災害防御又は拡大防止のための措置 (9) 消防施設の整備 (10) 消防団員の教育 (11) 消防団の活性化 (12) 緊急消防援助隊の受援体制の確立	
静岡市消防局	消防体制の整備	(1) 消防組織の確立 (2) 消防施設の整備
	火災予防対策	(1) 都市防災対策の推進 (2) 予防査察の実施 (3) 消防用設備の整備指導 (4) 防火管理体制の整備 (5) 防火思想の普及
	林野火災予防対策	(1) 林道(防火道)等の整備 (2) 予防設備の整備 (3) 消防資機材の配備
	災害応急対策	(1) 消防活動 (2) 広域活動協力体制
静岡地方気象台	火災気象通報の発表	

第2節 過去の顕著な災害

明治36年以降の県下の主要な大火を列記する。ただし、戦争による火災は含まれていない。

発年月日	焼失数	場 所	記 事
昭和35年11月17日	119戸	榛原郡川根町家山	本州南岸を低気圧が通過し、弱い気圧の谷となった。静岡で最大風速北北東4.6m/s、最小湿度52%

第3節 予想される災害と地域

市街地では、住宅の密集、老朽住宅の集合等の地区がみられる。また、大規模小売店舗やホテルの建築、不特定多数の人々が利用する建物の高層化と複合用途化が進んでおり、これらの施設で一度火災が発生すると、大規模な建物の消火の困難性もあり、多数の人命が失われる危険性が高まっている。更に石油タンク等危険物施設、高圧ガス施設の防災対策についても十分配慮しておく必要がある。

山間地域では、林野火災のおそれがあり、その原因は落雷等の自然現象によるものもあるが、ほとんどは一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響するため、地形、林況、気象条件には注意が必要である。

近年、冬場の強風下におけるたき火の不始末等による小規模の林野火災事例が発生していること、林野火災を誘発するヘリ墜落事故も発生していることから、警戒が必要である。

第 2 章 災害予防計画

市は、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

第 1 節 消防体制の整備

市は、静岡市消防局と連携し、消防体制の整備に協力するものとする。

区 分	内 容
消防組織の確立	市は、静岡市消防局と連携し、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
消防施設の整備	市は、静岡市消防局と連携し、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化充実を図り、消防体制の万全を期するものとする。
消防力の現況	消防力の現況は、資料編12-1～9のとおりである。
消防団員の教育	消防団員に高度な知識及び技術を習得させるため、県消防学校が行う教養訓練に参加させる。また、消防団において一般教養訓練を行うなど、消防体制の万全を期するものとする。 この際、特殊火災における死傷事故の教訓や火災現場経験不足の若手消防団員増加等の要因を踏まえ、より実践的な教育訓練に留意する必要がある。
消防団の活性化	災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の施設・整備、青年層や女性について消防団活動への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。
緊急消防援助隊の受援体制の確立	市は、静岡市消防局と連携し、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

第 2 節 火災の予防対策

区 分	内 容
都市対策の推進	火災危険地域の解消に努めるとともに、防火地域及び準防火地域の建築物の不燃化を推進し、大火災の発生防止に努める。
予防査察の実施	防火対象物の予防査察を定期的に行い、火災危険箇所の改善を指導する。(資料編12-10参照)
消防用設備の整備指導	火災の早期発見、初期消火のための消防用設備等の整備を指導する。
防火管理体制の整備	旅館、ホテル、病院等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するとともに、講習会、研究会等を実施し、防火管理の徹底を図る。
防火思想の普及	事業所、学校、幼稚園、幼年消防クラブ、自主防災組織等に対し防火講習会、防災訓練及び夜警活動への積極参加を促すとともに、広報活動を推進し、防火思想の向上を図る。

第3節 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

区 分	内 容
林野火災関係機関	陸上自衛隊(坂妻)第34普通科連隊第2科、航空自衛隊(静浜基地)第11飛行教育集団司令部企画班、県危機管理部、県消防防災航空隊、県志太榛原農林事務所森林整備課、静岡中央警察署、藤枝警察署、牧之原警察署、菊川警察署、掛川警察署、袋井警察署(森分庁舎)、天竜警察署、静岡市役所、藤枝市役所、牧之原市役所、菊川市役所、掛川市役所、森町役場、浜松市役所、川根本町役場、静岡市消防局、志太広域事務組合志太消防本部、菊川市消防本部、掛川市消防本部、袋井市森町広域行政組合袋井消防本部、浜松市消防局、森林組合おおいがわ、中日本高速道路(株)、県島田土木事務所、大井川鐵道㈱
林道(防火道)等の整備	市は、静岡市消防局と連携し、林況、地況等の実態を把握し、林道(防火道)、防火線、防火林等の整備に努める。
防火水槽の整備	市は、関係機関の協力を得て必要な防火水槽の整備に努める。
消防資機材の配備	林野火災に対する市有消防資機材を整備する。特に、ジェットシューターの充足向上に努める。

静岡市島田消防署有消防資機材 林野火災消防資機材

種 別	現有数					計
	静岡市 島田消防署	六合出張所	初倉出張所	金谷出張所	川根南 出張所	
チェーンソー	9	4	2	5	3	23
ジェットシューター	23	4	3	6	9	45
下刈鎌	25	10	8	3	0	46
鋸(のこ)	13	3	3	7	4	30
鉋(なた)	15	3	3	7	4	32

第4節 火災気象通報の取扱い

消防法(昭和23年法律第186号)第22条第1項の規定により、静岡地方気象台長から知事を経由し、市長に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

区 分	内 容				
火災気象 通報の基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象地域</th> <th>実施基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概ね市町 単位 (二次細分 区域)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位(二次細分区域)を明示して通報する。 毎朝(5時頃)、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。 注意すべき事項は次の3つに区分する。火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 定時(毎朝5時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。 </td> </tr> </tbody> </table>	対象地域	実施基準	概ね市町 単位 (二次細分 区域)	<ul style="list-style-type: none"> 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位(二次細分区域)を明示して通報する。 毎朝(5時頃)、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。 注意すべき事項は次の3つに区分する。火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 定時(毎朝5時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。
	対象地域	実施基準			
概ね市町 単位 (二次細分 区域)	<ul style="list-style-type: none"> 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位(二次細分区域)を明示して通報する。 毎朝(5時頃)、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。 注意すべき事項は次の3つに区分する。火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 定時(毎朝5時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。 				
火災警報の 発表	市長は、火災気象通報の伝達を受け、気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。				

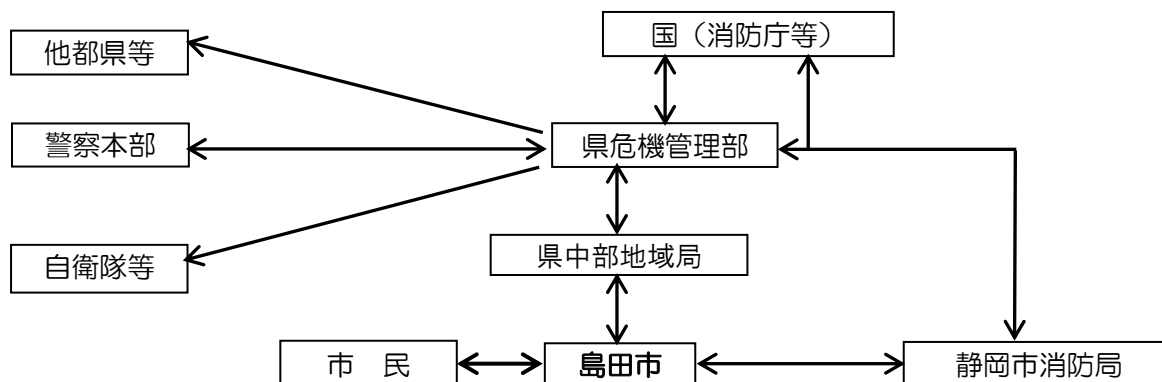
第3章 災害応急対策計画

この計画は、大規模火災及び林野火災に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、火災の発生による被害の軽減を図ることを目的とする。

第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

区 分	内 容
消防活動体制	市は、その地域に係る大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、静岡市消防局と連携し、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
広域協力活動体制	市長は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、静岡県消防相互応援協定に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 (1) 発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合 (2) 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合 (3) 発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大規模林野火災対策	市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのあるときは、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、消火用水源の確保、ヘリポート設置、飛行経路沿いの安全確保等、地上において空中消火活動を支援するものとする。
緊急消防援助隊の応援要請	市長は、静岡市消防局の保有する消防力では対処できないと判断した場合には、静岡市消防局と協議し、消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条に基づき、緊急消防援助隊の応援出動等の調整を図るものとする。

第2節 情報伝達系統図



第3節 市の対応

大規模火災が発生し、必要な場合には災害対策本部を設置し、情報収集、応急対応を行う。
 (災害対策本部の設置及び任務については、共通対策編 第3章第2節組織計画のとおり。)
 (災害応急対策については、共通対策編 第3章災害応急対策計画のとおり。)
 (災害復旧については、共通対策編 第4章復旧・復興計画に準ずる。)

第4節 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

区 分	内 容
林野火災関係機関	各市町村、各市町村消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、(公社)静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、(公社)静岡県林業会議所、(一社)静岡県猟友会、(公社)静岡県観光協会、(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署(静岡・伊豆・天竜)、静岡県道路公社、中日本高速道路(株、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社(交通機関)、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊第10特科連隊、(公財)静岡県舞台芸術センター
予防設備の整備	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。
防災知識の普及啓発	市及び県は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や県、市、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。 その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く県民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。

Ⅱ 大爆発対策計画

第1章 総 則

高圧ガス、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

このため、平時から高圧ガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

第1節 関係機関の業務の大綱

機関名	内 容
市	(1) 防災に関する組織の整備 (2) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (3) 情報の収集、伝達及び被害調査 (4) 必要に応じて、住民避難及び警戒区域の設定、避難所の確保 (5) 必要に応じ応急救護 (6) 清掃、防疫その他保健衛生 (7) 緊急輸送の確保 (8) 災害復旧の実施 (9) その他災害防御又は拡大防止のための措置
静岡市島田消防署	(1) 危険物事業者の許認可 (2) 煙火の消費許可 (3) 災害発生時の消火、人命救助活動 (4) 爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導
県	(1) 高圧ガス、火薬類事業者の許認可 (2) 高圧ガス、火薬類事業者の保安指導 (3) 高圧ガス、危険物、火薬類事故発生時の国や関係機関との連絡調整 (4) 大規模事故発生時の危機管理対応 (5) 高圧ガス、火薬類事故の原因究明、再発防止指導
警 察	(1) 火薬類事業者の保安指導 (2) 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策 (3) 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査
関係事業者	(1) 自主保安体制の構築 (2) 危害予防規程、地震防災計画等の策定 (3) 防災資機材の整備 (4) 防災訓練等の実施 (5) 災害発生時の関係機関への通報 (6) 事故原因の究明、再発防止措置の実施

第2節 予想される災害と地域

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

高圧ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は市内全域で発生する危険性がある。特に危険物製造所等の防災対策については、十分な配慮が必要である。危険物製造所等の施設の現況は、資料編12-11のとおり。

第2章 災害予防計画

第1節 ガス災害予防計画

都市ガス(ガス事業法に定める一般ガス事業に係るガス及び簡易ガス事業に係るガスをいう。以下同じ。)及び高圧ガス(高圧ガス保安法に定める高圧ガスをいう。以下同じ。)による災害発生及びその拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

1 ガス保安体制の整備

区 分	内 容
保安規定の写しの提出	都市ガス事業者は、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第30条の規定による保安規定の写しを関係市町村、消防機関に提出するものとする。
ガス保安に係る連絡調整体制の整備	都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める販売事業者をいう。以下同じ。)は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行なうために必要な資料を、所轄消防機関に提出する。

2 ガス保安施設の整備

区 分	内 容
ガス遮断装置の設置	都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。
ガス漏れ警報設備等の設置	都市ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留するおそれがある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

3 ガス災害の予防対策

区 分	内 容
都市ガス	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市ガス事業者は、ガス製造施設、ガスホルダー、導管等のガス施設について保安規定等に定める基準に基づき巡視、点検及び検査を行う。 (2) 都市ガス事業者は、災害予防のため、社員や協力会社等の関係者に対し、保安教育及び訓練を行い、安全意識の高揚に努める。 (3) 都市ガス事業者は、ガス導管の設置工事又は他工事に関わる災害防止のため、土木建築関係者に対し、ガス管の敷設状態等ガス施設に関する知識の普及を図るとともに、設置工事等に際しては、関係工事会社と十分な連絡を取り、現場立会等を実施する。 (4) 他工事業者は、他工事をする際にガス導管にかかる災害を防止するため、あらかじめ、都市ガス事業者と連絡、協議をするとともに都市ガス事業者が行う保全のための措置に協力するものとする。 (5) 都市ガス事業者は、一般消費者に対し、ガス事故防止のため設備の点検及びガス漏れ警報器等の設置を促進するとともに、常に安全知識の普及に努める。
高圧ガス	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高圧ガス事業者及び高圧ガス保全団体は、高圧ガス施設の災害防止のため、設備点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。 (2) 県は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議会等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、高圧ガス事業者の自主的保安活動を促進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成に努める。 (3) 防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協体制の維持に努める。 (4) 県及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害防止のため、消費者保安講習、啓発のためのパンフレットの配布、ラジオ・テレビ等によるPRを行う。また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の安全を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。

第2節 危険物災害予防計画

市域における危険物施設の現状を把握して災害時における危険物施設の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

1 予防査察

区 分	内 容
災害予防の指導	県、静岡市消防局及び関係機関は、それぞれ製造所、事業所、販売所、貯蔵所等諸施設に対する安全度並びに消費場所における取扱いの適否を検査するため、毎年定期的に保安検査・立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導、取締りを行う。
施設改修等の指導	県、静岡市消防局及び関係機関は、危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改修等の指導を強化する。
危険物規制行政	危険物規制行政については、県の指導助言を受けて静岡市消防局において実施する。
災害予防体制の確立	県、静岡市消防局及び関係機関は、自衛消防組織等の組織化を指導推進し、自主的に災害予防体制の確立を図る。
化学消火機材の整備	静岡市消防局は、化学消火機材の整備を推進する。

市所有消防資機材 化学消火薬剤備蓄状況

単位：kl

静岡市消防局	薬剤種類	たん白系 3%型	たん白系 6%型	合成界面 活性剤	水成膜泡 消火薬剤	水溶性 液体用 泡消火薬剤
	静岡市島田消防署			0.52		

2 保安教育

県、静岡市消防局等及び関係機関は、危険物施設の従業員に対し、保安に必要な教育を行う。

防災に関する諸活動が円滑に運営され応急対策が完全に遂行されるよう随時パンフレット等を発行する。また、講演会等を開催し保安の高揚を図る。

第3章 災害応急対策計画

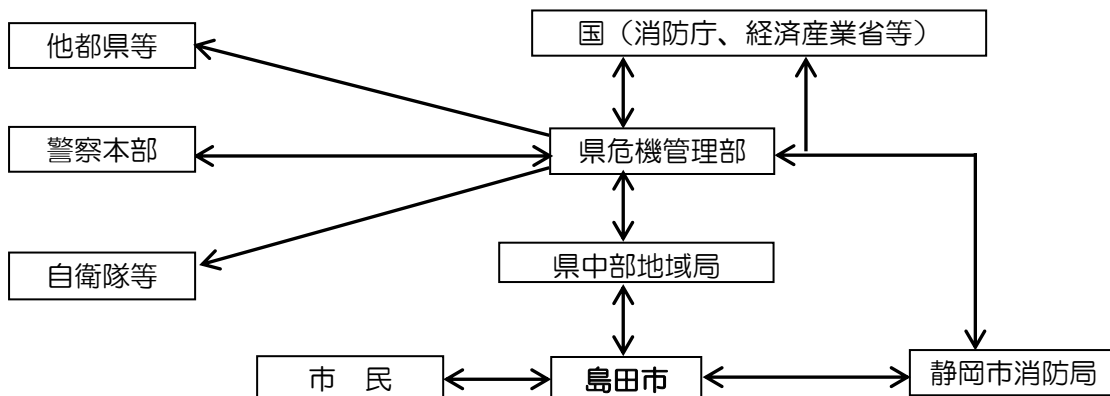
この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、二次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

第1節 関係機関の業務の大綱

機関名	内 容
市	(1) 市災害対策本部の設置 (2) 情報の収集、伝達及び被害調査 (3) 必要に応じて、住民避難及び警戒区域の設定、避難所の確保 (4) 必要に応じ応急救護 (5) 緊急輸送の確保 (6) その他災害の防御又は拡大防止のための措置
静岡市消防局 市消防団	(1) 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報 (2) 消火活動 (3) 人命救助活動 (4) 避難誘導 (5) 事故調査
県	(1) 災害対策本部の設置 (2) 防災対策の総合調整 (3) 情報収集・発信、広報 (4) 国等との連絡調整 (5) 自衛隊等への支援要請 (6) 事故調査
警 察	(1) 事故捜査 (2) 交通規制 (3) 避難誘導
発災事業者	(1) 事故通報 (2) 自衛防災対応 (3) 災害拡大防止措置 (4) 関係機関への協力 (5) 相互援助協定事業者等への支援依頼

第2節 情報伝達系統図



第3節 市の対応

1 応急対策

区 分	内 容
保護保安対策	<p>(1) ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。</p> <p>(2) ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する協定(以下「相互協定」という。)により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。</p> <p>(3) ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設(貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等)の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。</p> <p>(4) 都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。</p> <p>(5) ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行なったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。</p> <p>(6) 都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については、直ちに広報車をもって周知の徹底を図る。また、市防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、市、静岡市消防局、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。</p> <p>(7) ガス事業者は、応急対策に要する緊急工事用資機材、車両等を確保する。</p>
危険防止対策	<p>(1) 災害発生の現場においては、ガス漏れに起因する二次災害(中毒・火災・爆発)を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取扱には注意をする。</p> <p>(2) 災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難・警戒区域の設定について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。</p> <p>(3) ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風の良い場所に仰臥させる等の応急措置をとる。</p>
応急復旧対策	<p>(1) ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに、復旧工事の迅速化に努める。</p> <p>(2) 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。</p> <p>(3) 都市ガス事業者は、ガス供給区域について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関の本部、病院、給食センター等の復旧を優先させる。</p> <p>(4) 都市ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地区には、暫定供給を考慮する。</p>

2 県等との連絡協議

都市ガス事業者及び高圧ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、市、県、静岡市消防局及び警察と十分連絡、協議する。

3 事故の報告

都市ガス事業者は、ガス事故の報告を市、静岡市島田消防署及び警察に行う。

4 災害対策本部の設置及び任務

大規模な爆発事故が発生し、必要な場合には災害対策本部を設置する。
(災害対策本部の設置及び任務については、共通対策編3章第2節組織計画に準ずる。)

第4節 危険物応急対策計画

市内における危険物製造所等の現状と災害応急対策を示し、災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

実施方法

区 分	内 容
火薬類	<p>(1) 火薬庫、火薬類の所有者又は占有者の措置(法令による)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合にはこれに移し、見張り人をつける。 イ 道路が危険であるか又は輸送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずる。 ウ 火薬庫の入口、窓等を完全に密封し、木の部分は防水の措置を講じ、必要によっては付近住民に避難するよう警告する。 エ 吸湿、変質不発、半爆等のために著しく原性能又は原形を失った火薬類若しくは著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。 <p>(2) 市長の措置</p> <p>市長は、静岡市消防局と連携し、下記の措置をとるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、関係機関と連携を取り、販売業者、消費者その他火薬を取扱う者に対して火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示するものとする。 イ 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、関係機関と連携を取り、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設の関係者以外の立ち入りの制限及び禁止若しくは退去を命ずるものとする。この場合避難者については、その立退き先を指示するものとする。 ウ 被害者の救出救護並びにその他必要な措置を講ずるものとする。 エ 爆発又はそのおそれがあると認めるときは、関係機関と連携を取り、災害の防御又は災害の拡大を防止するものとする。
石油類	<p>(1) 石油類貯蔵施設及び石油類の所有者又は占有者の出火防止等の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 出火防止の措置 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 施設内の使用火、作業火気を完全に消火し、発火源を除去する。 (イ) 施設内の電源は、状況により保安系統を除き切断する。ただし、断線の場合は、自家発電装置等により保安系統の電源の確保を図る。 (ウ) 出火防止上危険と認められる作業は中止する。 (エ) その他施設内の巡回を強化し、警戒の万全を図る。 イ 消防施設の確保 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 消火設備の点検及び起動し、機能を確保する。 (イ) 警防設備を点検し、機能を確保する。 (ウ) 消防ポンプ車等の確保に努め、自衛要員を増強し、自衛消防力を強化する。 ウ 災害防止の措置 <p>危険物貯蔵タンク、容器等の損傷、転倒による漏油、流失には積土のうその他必要な措置を実施して、流失区域の拡大を防止する。また、付属施設には、防水等防護装置を完全に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 貯蔵危険物には保安措置を強化する。 (イ) 保安資機材を確保する。 <p>(2) 市長の措置</p> <p>市長は、静岡市消防局と連携し、下記の措置をとるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 施設内における一切の火気の使用を禁止する。 イ 状況により立入検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させるものとする。 ウ 被害が広範囲にわたり引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と連携を取り、警戒区域を設定し、区域内居住者に避難を指示する。この場合、避難先を指示するものとする。 エ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携し、災害を防御又は災害の拡大を防止するものとする。災害の状況規模により、自衛隊(化学消防車等)に出勤を要請するものとする。

第4章 災害復旧計画

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

第1節 原因究明と是正措置

区 分	内 容
発災事業者の対応	(1) 爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。 (2) 関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。 (3) 事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。
関係機関の対応	(1) 関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。 (2) 必要な場合には、県や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。
産業や住民生活に関する普及措置	(1) 発災事業者等は、事故による高圧ガス、都市ガス、危険物、火薬類の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮する。 (2) ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。 (3) 復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。 (4) 供給遮断を行った都市ガスについて供給を再開する場合には、ガス事業者は、関係機関と連携し、該当区域の事業所や住民への広報等を行い、ガスの閉栓の確認等の注意を徹底する。 (5) 該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。 (6) 発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。
情報公開、広報	(1) 発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。 (2) 市及び静岡市島田消防署は、市民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。